

令和元年 第8回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	令和元年8月26日	開会場所	ふじみ野市役所3階A301会議室				
開会の日時 及び宣告者	開会	令和元年8月26日	午後1時30分	議長			
	閉会	令和元年8月26日	午後1時50分	議長			
議長	新井良司						
No.	氏名		出欠	No.	氏名		出欠
1	粕谷 雄一		出	10	有山 茂幸		出
2	久保田 清		出	11	岸 勇		出
3	駒井 一正		出	12	高野 喜好		出
4	早川 英希		出	13	欠 番		
5	嶋田 利行		出	14	新井 良司		出
6	鈴木 智之		出	15	柳川 嗣於(最)		出
7	富田 博明		出	16	塩野 和義(最)		出
8	星野 秀雄		出	17	宮寺 康夫(最)		出
9	原田 宏美		出				
出席者数		農業委員 定数 13名		出席者 13名			
		農地利用最適化推進委員 定数 3名		出席者 3名			
議事参与(説明者)				書記			
本橋 直人							
松田 薫樹							
飯塚 勝貴							

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和元年8月26日</p> <p>議 長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和元年8月26日、午後1時30分、ふじみ野市役所3階A301会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に9番・10番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第20号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件2件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>報告案件ですので、報告第20号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4、報告第21号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に関する件2件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	7番委員	<p>1番の案件について、渡人は本人の名義になっているが、以前に生産緑地の主たる従事者証明の案件が出てきた時は母の名義になっていたと思うが問題は無いのか。</p>
	事務局	<p>主たる従事者とは中心となって農業に従事している者のほか、その者と同じ程度に従事しているもので、世帯主や土地所有者に限定されません。</p> <p>主たる従事者が65歳未満の場合は、その従事日数の8割以上、65歳以上の場合はその従事日数の7割以上従事している者も含まれます。</p>

<p>日程第 5</p>	<p>議 長 全 委 員 議 長 議 長</p>	<p>他に質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第 2 1 号について終了します。</p> <p>日程第 5、議案第 1 9 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件 2 件を議題とします。</p> <p>案件についての事務局に朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者は横浜市の賃貸物件に妻と子と 3 人で住んでいますが、子供が成長することを考えると現在の住居では部屋が狭く自己用住宅の建築を検討しています。</p> <p>申請者の妻の父が住んでいるふじみ野市内実家近辺に住むことを条件として、ふじみ野市内市街化区域内及び市街化調整区域内で候補地を探したところ適当な土地が見つからず、義父に相談した結果、義父が所有する農地が最適地と考えています。</p> <p>申請地は義父の家に近く健康面において何かあった場合に備えるためにも安心であり、また、保育園と中学校が近くにあり子育てするには便利な環境です。</p> <p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。</p> <p>なお、第 1 種農地は農地転用が原則不許可になりますが、北側の住宅敷地と集落接続しているため第 1 種農地の例外基準は満たしています。</p>
	<p>事 務 局</p> <p>議 長 10 番委員</p>	<p>申請者についての事務局に朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者は横浜市の賃貸物件に妻と子と 3 人で住んでいますが、子供が成長することを考えると現在の住居では部屋が狭く自己用住宅の建築を検討しています。</p> <p>申請者の妻の父が住んでいるふじみ野市内実家近辺に住むことを条件として、ふじみ野市内市街化区域内及び市街化調整区域内で候補地を探したところ適当な土地が見つからず、義父に相談した結果、義父が所有する農地が最適地と考えています。</p> <p>申請地は義父の家に近く健康面において何かあった場合に備えるためにも安心であり、また、保育園と中学校が近くにあり子育てするには便利な環境です。</p> <p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。</p> <p>なお、第 1 種農地は農地転用が原則不許可になりますが、北側の住宅敷地と集落接続しているため第 1 種農地の例外基準は満たしています。</p> <p>案件につきまして、現地調査した委員さん、現地について説明をお願いします。</p> <p>8 月 1 9 日、9 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として管理されており、また、第 1 種農地ですが事務局説明のとおり、北側は住宅と隣接していて、また、向かい</p>

日程第 6	議 長	側には保育園が立地しているので特に問題は無いと思います。
	16 番委員	<p>地元委員さんから説明をお願いします。</p> <p>現地はブロックで敷地が仕切られており、畑として管理されているので、特に問題は無いと思います。</p>
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、議案第 19 号の案件は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
		議案第 19 号について終了します。
	議 長	日程第 6、議案第 20 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 1 件を議題とします。
	議 長	案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事 務 局	<p>議案書朗読、説明。</p> <p>生産緑地法では買取申出できる条件として、生産緑地に指定されてから 30 年が経過した場合、農業の主たる従事者が死亡した場合、及び農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせる故障が生じた場合の 3 つがあり、本案件は主たる従事者の死亡によるものです。</p> <p>今後の流れについて、主たる従事者証明について承認されると、買い取り申出者は市に対して買い取り申出を行い、市が公園及び緑地等として買い取りしない場合は農業委員会へ斡旋の申出を行い、希望が無い場合は生産緑地が解除されます。</p>	
議 長	この案件につきまして、現地調査を行った委員さん、説明をお願いします。	
9 番委員	8 月 19 日に 10 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。	

		<p>た。現地は申請者の自宅前でやや草が生えていましたが、トラクターで耕運すれば直ぐに解消される程度なので、特に問題は無いと思います。</p> <p>議長 地元委員さん、何かありますか。</p> <p>7番委員 特に問題は無いと思います。</p> <p>議長 質疑はありますか。</p> <p>全委員 なし。</p> <p>議長 質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>全委員 異議なし。</p> <p>議長 異議なし賛成により、この案件につきましては、承認することに決定します。</p> <p>議長 議案第20号について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和元年第8回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後1時50分)</p>
--	--	--